

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                  |
|-------|-----------------------|
| 13    | 後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行田市は、後期高齢者医療に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

埼玉県行田市長

## 公表日

令和7年12月17日

[令和6年10月 様式2]

## I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務  |  |
|---|--|
| ①事務の名称  | 後期高齢者医療に関する事務  |
| ②事務の概要  | <p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)及び行政手続における特定個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務において取り扱うとともに情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行う。</p> <p>①被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付<br/>②被保険者証及び資格証明書の引渡し<br/>③被保険者証及び資格証明書の返還の受付<br/>④医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し<br/>⑤保険料に関する申請の受付<br/>⑥上記事務に付随する事務<br/>賦課額に基づき収納業務および還付充当業務を行い、納期限までに徵収できなければ、滞納整理業務を実施する。</p> |
| ③システムの名称  | ・後期高齢者医療システム<br>・収納管理システム<br>・滞納管理システム<br>・宛名管理システム<br>・団体内宛名統合システム<br>・中間サーバー   |
| 2. 特定個人情報ファイル名  |  |
| 後期高齢者医療被保険者資格情報ファイル、後期高齢者医療給付情報ファイル、後期高齢者医療収納情報ファイル、後期高齢者医療滞納情報ファイル及び宛名情報ファイル |  |
| 3. 個人番号の利用  |  |
| 法令上の根拠  | ・番号法 第9条第1項、別表85の項<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第46条   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携  |  |
| ①実施の有無  | [      実施する      ]<br><p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</p>   |
| ②法令上の根拠   | ・番号法 第19条第8号<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号) 第2条の表117の項、第119条  |
| 5. 評価実施機関における担当部署   |  |
| ①部署   | 健康福祉部健康課、総務部収納課  |
| ②所属長の役職名  | 課長   |
| 6. 他の評価実施機関   |  |
| —   |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求  |  |
| 請求先   | 郵便番号361-8601<br>埼玉県行田市本丸2-5<br>行田市総務部総務課<br>電話048-556-1111   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ  |  |
| 連絡先   | 郵便番号361-8601<br>埼玉県行田市本丸2-5<br>行田市健康福祉部健康課、総務部収納課<br>電話048-556-1111(代表)  |
| 9. 規則第9条第2項の適用  |  |
| 適用した理由  | [      ]適用した   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |   |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | <選択肢><br>[ 1万人以上10万人未満 ]<br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年11月20日 時点   |
| 2. 取扱者数                                |   |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | <選択肢><br>[ 500人未満 ]<br>1) 500人以上    2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年11月20日 時点   |
| 3. 重大事故                                |   |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | <選択肢><br>[ 発生なし ]<br>1) 発生あり    2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                      |  |  |
|--|--|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 | 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                     |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                     | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 3. 特定個人情報の使用   |  |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か            | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託                                       |  |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ○ ]提供・移転しない |  |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)            |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                     | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                      | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |

## 7. 特定個人情報の保管・消去

|                             |                     |   |
|-----------------------------|---------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [      十分である      ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
|-----------------------------|---------------------|---|

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

|                       |   |   |
|-----------------------|---|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [      十分である      ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠                 | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従っている。後期高齢者医療事務において、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場面もあるが、複数人の確認を必ず実施しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 |   |

## 9. 監査

実施の有無 [ ○ ] 自己点検 [      ] 内部監査 [      ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

|              |                        |   |
|--------------|------------------------|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | [      十分に行っている      ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
|--------------|------------------------|---|

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[      ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

|   |  |   |  |  |
|---|--|---|--|--|
| 最も優先度が高いと考えられる対策  | [ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]   |   |  |  |
| <選択肢>   |  |   |  |  |
| 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 |  |   |  |  |
| 当該対策は十分か【再掲】  | [      十分である      ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |  |  |
| 判断の根拠   | 行田市情報セキュリティ基本方針及び行田市情報セキュリティ対策基準を順守している。特定個人情報の記載のある書類については、執務室外に持ち出さないことや保管場所の固定、施錠等管理徹底していることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。 |   |  |  |

变更箇所

| 変更日                           | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明   |
|-------------------------------|--|--|--|------|-------------|
| 平成29年6月14日                    | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か  | 2015/8/1   | 2017/4/1   | 事後   |             |
| 平成29年6月14日                    | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か  | 2015/8/1   | 2017/4/1   | 事後   |             |
| 平成30年9月25日                    | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か  | 2017/4/1   | 2018/4/1   | 事後   |             |
| 平成30年9月25日                    | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か  | 2017/4/1   | 2018/4/1   | 事後   |             |
| 令和1年6月25日                     | I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報   | 実施する   | 実施しない  | 事後   |             |
| 令和1年6月25日                     | I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報   | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二                               |  | 事後   |             |
| 令和1年6月25日                     | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か  | 2018/4/1   | 2019/4/1   | 事後   |             |
| 令和1年6月25日                     | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か  | 2018/4/1   | 2019/4/1   | 事後   |             |
| 令和1年6月25日                     | IV リスク対策   |  |  |      | 様式変更に伴い新規記載 |
| 令和2年6月15日                     | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する情報   | 郵便番号361-8601<br>埼玉県行田市本丸2番5号                                 | 郵便番号361-8601<br>埼玉県行田市本丸2番5号                                 | 事後   | 機構改革に伴う変更   |
| 令和2年6月15日                     | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か  | 2019/4/1   | 2020/4/1   | 事後   |             |
| 令和2年6月15日                     | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か  | 2019/4/1   | 2020/4/1   | 事後   |             |
| 令和2年12月7日                     | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止  | 郵便番号361-8601<br>埼玉県行田市本丸2番5号                                 | 郵便番号361-8601<br>埼玉県行田市本丸2-5                                  | 事後   |             |
| 令和2年12月7日                     | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する情報   | 郵便番号361-8601<br>埼玉県行田市本丸2番5号                                 | 郵便番号361-8601<br>埼玉県行田市本丸2-5                                  | 事後   |             |
| 令和2年12月7日                     | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か  | 2020/4/1   | 2020/10/1  | 事後   |             |
| 令和2年12月7日                     | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か  | 2020/4/1   | 2020/10/1  | 事後   |             |
| 令和3年12月27日                    | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か  | 2020/10/1  | 2021/11/1  | 事後   |             |
| 令和3年12月27日                    | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か  | 2020/10/1  | 2021/11/1  | 事後   |             |
| 令和3年12月27日                    | I 関連情報 5. 評価実施 機関における担当部署  | 健康福祉部保険年金課<br>総務部収納課   | 健康福祉部保険年金課<br>総務部税務課   | 事後   |             |
| 令和3年12月27日                    | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する情報   | 郵便番号361-8601<br>埼玉県行田市本丸2-5                                  | 郵便番号361-8601<br>埼玉県行田市本丸2-5                                  | 事後   |             |
| II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 2021/11/1  | 2022/11/1  | 事後   |      |             |
| II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 2021/11/1  | 2022/11/1  | 事後   |      |             |
| 令和5年4月27日                     | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス   | 実施しない  | 実施する   | 事後   |             |
| I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス        |  |  | 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の82項                           | 事後   |             |
| IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシス      |  |  | 十分である  | 事後   |             |
| IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシス      |  |  | 十分である  | 事後   |             |
| 令和6年9月12日                     | II しきい値判断項目 1. 対象人数  | 2022/11/1  | 2024/9/12  | 事後   |             |
| 令和6年9月12日                     | II しきい値判断項目 2. 取扱者数  | 2022/11/1  | 2024/9/12  | 事後   |             |
| 令和6年9月12日                     | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する情報   | 行田市健康福祉部保険年金課  | 行田市健康福祉部健康課  | 事後   |             |
| 令和6年9月12日                     | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う機関における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成29年8月17日法律第80号) | 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)及び行政手続における番号法 第9条第1項、別表85の項 | 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)及び行政手続における番号法 第9条第1項、別表85の項 | 事後   |             |
| 令和6年9月12日                     | 3. 個人番号の利用   | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成29年8月17日法律第80号)  | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成29年8月17日法律第80号)    | 事後   |             |
| 令和6年9月12日                     | 4. 情報提供ネットワークシス  | 行田市健康福祉部保険年金課の制限)及び別表第二の82項                                  | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成29年8月17日法律第80号)    | 事後   |             |
| 令和6年9月12日                     | 5. 評価実施 機関における担当部署   | 健康福祉部保険年金課<br>総務部税務課   | 健康福祉部保険年金課、総務部収納課  | 事後   |             |
| 令和6年9月12日                     | 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する情報  | 郵便番号361-8601<br>埼玉県行田市本丸2-5                                  | 郵便番号361-8601<br>埼玉県行田市本丸2-5                                  | 事後   |             |
| 令和7年12月17日                    | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か  | 2024/9/12  | 2025/11/20   | 事後   |             |
| 令和7年12月17日                    | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か  | 2024/9/12  | 2025/11/20   | 事後   |             |
| 令和7年12月17日                    | IV リスク対策   |  | 8.人手を介在させる作業、11.最も優先度が高いと考えられる対策の追記                          | 事後   | 様式変更に伴い新規記載 |